

仁木町空き家財道具等処分支援助成金 活用希望者 Q&A

質 問	回 答
Q 1 売買や賃貸を目的としてとあるが、家の中を片付けるだけでは助成は受けられないのか？	A 1 空き家の利活用の促進を図ることで、未活用であった空き家の売却や賃貸を促進させ、建物の老朽化を未然に防ぎ、町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的にしているため、家の中の片付けのみでは助成を受けることはできません。
Q 2 「予算の範囲内で助成する」とあるが、予算額に達した場合はどうなるのか？	A 2 予算額に達した場合は、助成金の申請受付を終了します。なお、助成金の額が確定した結果、予算額に達していない場合は、受付を再開する場合があります。
Q 3 家事道具等とはどのようなものが対象か？	A 3 家屋にある家具、器具、衣料、電化製品、食器、寝具、生活雑貨などが対象となります。対象になるかどうか不明な場合はご相談ください。
Q 4 自分で家財道具を処分する際は助成対象か？	A 4 町指定のゴミ袋を購入した費用や、除草剤や排水管清掃に係る薬剤の購入費用など、自ら購入、実施する場合については対象外です。クリーンセンターへの持ち込みや家電量販店へ自ら持ち込む処分費用などは対象です。
Q 5 空き家の所有者に対しての助成だけか？代理で申請は可能か？	A 5 本町に空き家を所有する者若しくは管理者又は裁判所により選任された相続財産精算人、成年後見人その他の所有者に代わって空き家の処分を行う者に対する助成になります。代理での申請は委任状を添付してください。
Q 6 しりべし空き家バンクへの登録、不動産取引業者との媒介契約、第三者との賃貸・売買契約などを行った後で助成を受けるのか。契約をする前では助成できないのか？	A 6 町民の住環境の向上と定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的としているため、空き家を流通できたことが把握できてから助成することになります。そのため、流通前の状態では助成を受けることはできません。
Q 7 現在空き家となっている祖父が所有する家（祖父は転出済み）を、親族が使うことになり、所有権を移転させる予定だが、その際は助成対象になるのか。	A 7 所有者である祖父が家財道具等の処分を希望し、計画申請する場合、親族と売買契約や賃借貸借契約を締結する場合は助成対象となります（使用貸借契約書や無償譲渡も同様です）。

質 問	回 答
Q8 助成対象経費について詳しく教えてもらいたい。	A8 (1) ごみ収集及び運搬費 家財道具等の収集や運搬に係る費用で、事業者が収集し、運搬する際の費用が一例です。 (2) 一般廃棄物処理費（一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた町内事業者に限る。） 家庭から排出されるごみや事業活動で発生したごみの中で産業廃棄物以外のごみを指します。一般廃棄物収集運搬業は許可を受けた町内事業者に限るため、事前に対応可能な事業者をご確認ください。 (3) 特定家庭用機器リサイクル費 家電製品の処分時に支払う費用です。この費用は、リサイクル料金と引き取りや運搬に係る費用となります。 (4) 遺品整理作業費 家屋に内在する故人の遺品を整理する際、事業者へ依頼して整理してもらう費用となります。整理した際の処分については、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた町内事業者をご活用ください。 (5) 敷地内の樹木伐採、草刈等に要する費用、ハウスクリーニング、排水管清掃などの費用 事業者を活用し、空き家の外構・敷地内の樹木や雑草、草刈り、家屋の清掃などに伴う費用になります。 (6) 産業廃棄物処理費（産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者に限る。） ご家庭から産業廃棄物の処理をする例は少ないと想定していますが、外構や敷地内に処分する必要がある一般廃棄物収集運搬事業者で対応できないものについては、産業廃棄物収集運搬事業者をご活用ください。 (7) その他町長が必要と認めたもの 上記(1)～(6)の例に分類されない場合など、町長が認めた場合に活用されますので、ご相談ください。

質 問	回 答
Q 9 処分総額で 50 万円かかってしまった。助成額はいくらになるのか？	A 9 まずは申請内容・助成対象経費を精査し、助成できるかどうかを判断します。50 万円全額が助成対象経費であると仮定すると、基準としては助成対象経費に要した費用の額の 2 分の 1 が助成されますが、助成上限額があるため、20 万円の助成となります。
Q10 計画申請する際に、室内や外観の写真はどの程度必要になるのか？	A 10 処分を実施する対象物や助成対象経費に含まれる内容が把握できるように撮影ください。処分実施後は、処分前同様、室内や外観から処分した対象物や助成対象経費に含まれる内容が把握できるように撮影願います。
Q11 空き家の所有者を確認できる書類とはなにか？	A 11 登記事項証明書、固定資産課税台帳、戸籍謄本、除籍謄本、賃貸借契約書などで把握します。
Q12 計画確認の通知が来てから処分を開始するのか？	A 12 計画確認の通知を受理した後で処分を開始してください。内容を審査した後、計画の適否が記載されているため、通知前に処分を実施した場合は、助成を受けることができなくなります。
Q13 処分完了した際、計画申請時の見積もりから大幅に内容の変更があった。問題ないか。	A 13 申請内容・助成対象経費を精査し、助成可能かどうか判断します。助成対象経費に要した費用の額の 2 分の 1 が助成されますが、助成上限額 20 万円となるので、内容に変更があった場合は注意してください。
Q14 敷地内に空き家が 2 軒あり、どちらも所有者は同じである。2 軒分の助成は受けることはできるのか？	A 14 同一の空き家では助成を受けることができませんが、2 軒とも家屋の流通を図り、賃貸や売買等の要件を満たす場合は対象となります。
Q15 助成金を親族などの口座に振り込んでもらいたい。	A 15 可能ですが、申請者以外の口座に振り込む場合は、所有者からの委任状や口座登録の際の書類などを提出願います。
Q16 物件が非常に古く、無償での賃貸とする旨で契約することとなり、「賃貸借契約」ではなく「使用貸借契約」とするが助成対象になるか。	A 16 売買、賃貸借契約にあたるものと考え、使用貸借契約書の書類を添付してください。また無償譲渡も同様です。
Q17 しりべし空き家バンクに登録したが、登録したことが把握できる書類を提出することができない。	A 17 しりべし空き家バンクについては、登録後は各自治体に連絡がくるため、町で把握可能ですので添付は不要です。

質 問	回 答
Q18 入居後（所有者変更後）の家財道具等の処分は対象になるか。	A18 賃貸や売買など実施後の場合は対象にはなりません。
Q19 しりべし空き家バンクや不動産取引業者の紹介はしているか。	A19 しりべし空き家バンクについては、町で各種書類は受け付けていますので相談願います。なお、不動産取引業者の紹介は実施していないため、ご自身で確認願います。